

# 長期欠席者等を対象とした 特別選抜の導入について（リーフレット）



中学校では、学校に行きたくても行けずに、欠席が多くなってしまった。でも、自分なりに勉強は続けてきたから、高校では再出発したい！クラスの仲間と教室で学びたい！だけど、調査書の評価に自信がないから、志望校への出願は難しいのかなあ……。

**あきらめないで！山梨県内の県立高校では、調査書を用いない  
新たな入試制度が加わります。**

\* 甲府市立甲府商業高校においても特別選抜が導入されます。

## どのような入試制度？

◎全日制後期募集検査及び定時制検査において、長期欠席者等を対象とした特別選抜を導入します。

- ・5教科の学力検査と個人面接で合格者を決定します。  
※調査書は合否判定の資料には用いません。
- ・個人面接では、高校入学後の意欲等を確認します。



## どうやって出願するの？

◎出願時に、「特別選抜」を選択して出願します。

- ・一般選抜（学力検査及び調査書による選抜）との併願はできません。
- ・受検生本人は自己申告書、在籍校の校長は事情説明書を提出します。
- ・学力検査では、一般選抜を参考とした合格ライン（最低点）を設けます。



## 出願の具体的な基準（出願条件）や定員はどうなるの？

◎出願できるのは、県内在住の中学校3年生で、次の条件（1）（2）を満たす者とします。

(1)長期欠席者等\*で特別選抜による出願を希望する者

\*「長期欠席者等」とは、欠席が年間30日以上のある者、及び欠席が30日未満の者のうち在籍校において教室での学びが十分にできていない者で次のいずれかに該当するものをいう。

- ・病気や家庭的な事情（いわゆるヤングケアラー等）などで欠席が多い者
- ・保健室や教育支援センター、フリースクールへの登校等により在籍校において出席扱いになっている者

(2)在籍する学校の校長が特別選抜による出願を認める者

◎定員は各高等学校で定めます。

- ・学校の規模により各校2～4名程度を想定しています。



7月：Q & A②（県教委HP掲載予定）

10月：入学者選抜実施要項（公表予定）

出願や受検等に関する相談は、今後公表する資料なども参考に、学校の先生または県教育委員会教育企画室までご連絡ください。

## 特別選抜制度に関するQ & A① (R6.6)

Q1：なぜ「特別選抜制度」を導入したのですか？

A1：長期欠席等を経験し、調査書の評価への不安から、志望校への出願をためらっている生徒の、高校進学を機に仲間とともに教室で学びたいという思いに寄り添い、出願を前向きに考えてもらうために制度を導入しました。



Q2：出願条件にある「在籍する学校の校長が特別選抜による出願を認める者」とは、どのような生徒のことをいうのですか？

A2：県内在住の中学校3年生で、リーフレットの出願条件の(1)に該当し、校長が上記A1の趣旨に照らして出願が適当であると認めた生徒です。

Q3：現在、教室以外の場所で学習しています。特別選抜制度により合格した場合、高校入学後も教室以外の場所で学習を進めることはできますか？

A3：高校入学後は、一般選抜合格者も、特別選抜合格者も自分の所属する学級とともに学習活動に参加することを前提としています。



Q4：教室での学習活動に参加できなくなった場合はどうなりますか？

A4：高校生活を過ごす中で、教室での学習活動に参加できなくなった場合は、個々の状況に応じて、専門機関との連携も図りながら最大限のサポートを行います。このことは、一般選抜合格者も、特別選抜合格者も同じです。

Q5：特別選抜制度について、今後新たな情報提供はありますか？

A5：新しい情報がまとまり次第、随時お伝えしていく予定です。次は7月に「Q&A②」を公開予定です。10月には「実施要項」を公表することになっています。



山梨県教育委員会 Yamanashi Prefectural Board of Education

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL 055-223-1767 FAX 055-223-1768 <https://www.pref.yamanashi.jp/kyouikukikaku>